

第 32 回神奈川県障害者自立支援協議会 議事録

- ・ 日 時：令和 4 年 8 月 30 日（火）午前 9 時 30 分～正午
- ・ 開催方法：オンライン（Zoom）開催
- ・ 出席者：出席者名簿（【資料 1 - 1】）の通り

<委員一部改選、研修企画部会及び権利擁護部会の座長の選任>

- ・ 委員一部改選：【資料 1 - 1】参照。
※任期：前任者の残任期間のため、令和 5 年 6 月 30 日まで（【資料 2】より）。
- ・ 研修企画部会と権利擁護部会の座長を選任した。
（【資料 1 - 2・3】参照。）

<報告事項>

(1) 政令市及び各障がい保健福祉圏域の障害者自立支援協議会等の開催状況について 【資料 3】

●委員

地域生活支援拠点については非常に地域課題という意味では大きなテーマになるのではないかなと思うので今後の協議会などで取り上げて欲しい。

◎会長

拠点の整備については、現協議会の中でも取り上げていくべき課題だと思っている。協議会の難しいところは、県という単位、或いは圏域という単位では、実際のサービスの提供という部分のところで、精神科医療の一部を除いて、ほとんどが市町村に権限があり、非常に難しい状況がある。広域調整という言葉がよく使われるが、県としては、本協議会がそのようなことを担っている。単なる情報共有だけではなくて、もう一步踏み込んで推進すること考えていく必要性を強く感じている。

(2) 令和 3 年度計画相談実績について 【資料 4】

●委員

計画相談については、他の福祉サービス事業とは異なった、課題があると感じている。セルフプランの実施率は、前年度のデータと比較すると極端に改善しているわけではないと思う。

また、やはり多くの事業所が、赤字で経営しているように思う。現在の計画相談においてはある程度の相談員の数そろわなければ、その報酬が上がらないという仕組みになっているような気がする。その結果、多くの相談支援事業所が赤字を抱え、相談員の研修等のハードルや、福祉人材が福祉の少ない中で高まっているということは、現状と実情に大きな差が今後も生まれるのではないかと懸念をしている。

●委員

各地域、特にその自治体基礎自治体を中心としたところで、社会福祉法人あるいは、既存の NPO 等の協力をどのようにして、その障害福祉サービスにおける、相談の位置付けが重要。また、運営的な経費については、赤字になりやすいという体質はありながらも、報酬改定等の中で、人数を増やせば単価が上がってくるという仕組みは当然あるが、一時期に比べれば相談員の数を増やすことや、少ない人数でもしっかり加算を積み重ねるなどの工夫次

第で、運営が改善されているという報告を全国から受けている。

このことから、赤字体質というイメージを払拭しながら、その運営経費だけではない、相談支援事業、福祉サービスの充実など、地域全体で確認をしながら、体制整備を進めていくことが重要ではないかと思っている。また、地域生活支援拠点や、医療的ケア児相談支援センター等との連動性についても併せて考えていくべきだと思っている。

(3) 相談支援従事者研修の開催状況について【資料5】

●委員

福祉業界全体が人材不足の中、初任者研修を含めて、相談員の専門性について、例えば従事しなければその研修が受けられないことや、従事しなければ次の研修ステージに行けない等の面でハードルの高さを感じている。また、研修を受けても実際には従事をしていないとか、せっかく資格を取得したのにも関わらず、失効してしまう人等がどのくらいいるのかという視点で研修の効果を図るための調査を行う必要があると思う。

○事務局

相談支援専門員に関しては、研修を受講しただけではなく、実務経験が必要となっている。その実務経験がないがために、「失効してしまうのでどうすればいいか。」「また新しく初任者研修から受講しなければいけないのか。」等といった問い合わせは多く寄せられている。現状で正確なデータはないが、先ほど就業状況調査の中で、令和2年度に相談支援専門員の初任者研修を受講した方の中で、実際に相談支援業務に従事したという方が4割を切っているという状況もあることから、このことに関して、研修企画部会等で、また改めて（調査の実施についても含め）議論していきたいと思っている。

(4) 研修企画部会、権利擁護部会の開催状況について【資料6】【資料7】

○事務局 資料の通り報告。

<協議事項>

(1) 医療的ケア児支援について【資料8】

◎会長

8月19日現在の相談実績が19件となっているがその内訳としては、支援者、家族からどれくらいの割合なのか状況を教え欲しい。

○事務局

支援者からの相談が10件、そして、ご家族からの相談が9件。

●委員

コーディネーターが8名配置とのことだったが、このコーディネーターを数年前から養成をしているが、その現状について聞きたい。

○事務局

現在、神奈川県内で3期コーディネーター養成研修を実施（政令指定都市除く）し、合計50名の方が修了している。今年度もこれから研修を予定しており、今後も人数が増えたらと考えている。

●委員

医療課の方で、コーディネーター配置運用の流れについて養成研修の中で、受講されたコーディネーターが、各圏域ごと、もしくは市町においてコーディネーター運用を行っていこ

うというものを、今年度、横須賀三浦保健福祉圏域の中で、モデル事業として、医療課の企画で進めている。そこで、来年度からはこれを全県展開を考えているが、情報センターの動きと、コーディネーター配置運用の流れを合わせながら今後検討していく必要があると思う。

○事務局

現在、神奈川県は、医療課と障害福祉課で医療的ケア児の事業を進めており、横須賀三浦保健福祉圏域にてモデル事業を行っている。そして、来年度は、医療的ケア児情報支援センターの役割と、地域で医療的ケア児コーディネーターがどのように活動していくか、どのように統合していくのかということを検討していきたいと、医療課とも障害福祉課で調整している状況。

(2) 地域課題と自立支援協議会の活性化について【資料9】

◎会長

これまでも自立支援協議会でも、活性化、推進について話し合ってきたが、新型コロナウイルスの関係で、少し停滞気味であった部分もあると思う。しかしながら、圏域や市町村の協議会においては、厳しい現状の中でも積極的に活動している報告があった。【資料9-1】の新しい条例ができるので自立支援協議会の活動の推進ということで、取り組みや、さらなる方向性というもので期待が寄せられているので、自立支援協議会をリスタートさせて、方向性を探っていきたいと考えている。より良い話し合いの場、プラットフォームを与えられているにもかかわらず、なかなかそれが全国的に見ても機能していないのではないかとということも指摘があり、数年前の国の研究で、自立協議会の全国調査を行ったが、残念ながら形骸化をしている協議会が全国の中で一部散見されるということがあった。神奈川では、この条例を追い風として、さらに圏域協議会、また市町村協議会の新たな取り組み、より強化された取り組みを推進していきたいというふうに思っている。新しい方向性、強化すべき事柄等、県協議会、そして、圏域協議会、市町村協議会のあり方を幅広く自由に意見交換したい。

●委員

神奈川県における自立支援協議会は、地域協議会、圏域協議会、県協議会の3層構造で構成されており、他都道府県に比べて、より丁寧に地域課題の抽出・共有ができていく組織体制となっている。協議会運営を形骸化せずに、活性化するためには、地域課題の解消に向けた検討経過・結果をタイムリーにフィードバックし、議論の透明化・可視化をすることが、まずは大切ではないだろうか。先ほど紹介のあった医療的ケア児支援・情報センターにおいても、官民協働で同様の取り組みができればよろしいのではないかと。

●委員

1点目は今回の当事者目線のことも含めて、今まで県の役割と市町村の役割っていうところを、今後どう考えていくかということが大きなことだと思う。今、県のサポート事業自体が、2分の1市町村、2分の1県ということで、基本的に市町村が手を挙げることによって機能していくサポート事業というのが県の中にはメニュー化されているが、市町村事情によって地域差が生じ、なかなか制度としての形、実態として形づけられないというところがあると思う。なので、当事者目線という視点の中でやはり県がどう市町村をバックアップ、協働していくかが一つ大きなテーマになると常日頃感じている。

2点目は、医療的ケアの利用者にしても、緊急短期とか緊急利用という課題についてどう

対応するかについて、実情からすると社会資源としての体制整備はそんなに急ピッチに進むものではないと思っている。ただ、その中で相談支援員であったり、そのコーディネータ力であったり、或いは、自立支援協議会を通じた横の繋がりであったりといった機能が今まで以上に機能していけば、緊急時の対応というのは、社会資源の不足だけに課題を注視するのではなく、改善されると思う。よく入所施設や、短期入所の利用において、「今、定員がいっぱい」であるとか、「空きがない」とか、そういった話を日常的に耳にする。しかし、入所施設や短期入所の実情を見ると、年間を通すと結構な利用者が入退所をしているし、常に満床という状況じゃない。このことから、社会資源の不足という視点よりは、それらをどう活用していくかという日常の連携や情報の共有、繋がりというものがあれば、その隙間を埋めていくことができると実感としてある。協議会に参画している委員は相談の窓口となることも多く、自立支援協議会等を通して、情報の繋がりを持てる関係性を作っていくというのは非常に重要なことだと思っている。

●委員

先ほど他の委員が話していた、見える化についてとても共感していて、やはり「協議会で議論して、何かが変わったよ」ってみんなが実感するっていうのはとても大事なことだと思っている。逆に「協議会で言ってもしょうがないか」とかだったり、「とりあえず報告だけでいいか」みたいな感じになってしまうと、形骸化してしまうと思うので、まず部会とかを非常に活性化してもらって、その部会が動くように、圏域であったりとかが後押ししてあげる、或いは、連携先とかつなぐような取り組みがすごく大切だと思う。あとは当事者が積極的に発言する部会や協議会はとても盛り上がっていくと思う。

●委員

私自身が自立支援協議会に参加してから、全部書面開催だったこともあり、正確にこの自立支援協議会の活動の内容等はわからないところ、把握できてないところがあるが、当事者として、一般人としての目線から考えると、いろいろな資料を見ている中で、県の行っていることなどがたくさんあったが、それを地域の支援の方には直接繋がってないものが多いなっていうふうに感じてきた。地域によってやっぱり環境とかも違うし、市と政令市とかで、規模も違うし、いろいろな理由はあると思うが、乖離というか、現場の職員と、協議会の委員とで感じ方の違いがあるというのをすごく感じた。そして、書面で報告書等の資料にまとまっても、それが実際に市町村の方に回っていて、その市町村のその役所とかで、手に入れることができて、そこからまた支援者の方に実際に届いてないように思っている。なので、まず「自立支援協議会っていうのはこういうものでこういうことを考えてこういう活動をしています。」といった普及啓発と、その地域との連携を図っていかなく必要性を感じている。

●委員

地域自立支援協議会の活性化ということで逆にお尋ねをしたいが、先ほどの報告があった神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の素案について、どれぐらいの自立支援協議会の中でこれについて審議がなされたのかどうかということをもしわかれば教えていただきたい。

なぜこの質問をするかというと、私は、国の方の社会保障審議会の障害者部会の委員をしていて、今回の法律改正前段の議論の中で、この当事者目線という言葉について相当の、社会保障審議会の中で議論がなされていた。特に当事者委員の方からこの当事者目線という言葉の使い方については、非常に留意する必要があるんじゃないかという指摘が複数あった。

もし、当事者である神奈川県の自立支援協議会の中で議論がないんだとすると、非常に残念に思うし、是非、議論をされたところがあるのであればそれをきちっとその中に意見として通るか通らないかは別として、各地域の協議会での議論経過や内容を伝えるべきではないかと思った。こういったことは、非常に根幹的なものになるし、自立支援協議会の活性化に繋がると思う。

⇒共生推進本部室より回答。

自立支援協議会の中での条例に関する議論は、6月17日に湘南東部圏域、7月22日に県西圏域、7月27日に湘南西部圏域、8月30日に県自立支援協議会、9月2日に県央圏域にて条例の概要について説明を行った。(横須賀・三浦圏域については、7月12日に説明を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、延期となっている。)

今後も、条例が制定された暁には、基本計画を策定し、具体的な施策を進めていくこととなるため、引き続き、各圏域の自立支援協議会の皆様より、ご意見をいただきながら進めていきたいと考えている。

⇒障害福祉課より回答。

「当事者目線」という言葉については、条例制定に向けた委員会等で協議を重ねていることから、県障害者自立支援協議会では、協議事項として取り上げないが、セルフプラン率の引き下げや、医療的ケア児者への支援、そして、拠点機能に求められる5つの機能に分類される地域課題など、自立支援協議会の活性化につながるよう、引き続き協議事項を設定し、委員の皆様には活発な意見交換をお願いしていきたいと事務局として考えている。

●委員

新型コロナウイルスの影響で一旦停滞をしていたということを含めて、リスタートしていくように思って拝聴していた。そのため、県の協議会の役割というものがどういうものであるのかということを確認することとともに、やはり実効性のある県の協議会にするためには、圏域ごとの課題をまとめたものを、どのように軽減なり解決なりに向けて動き出していくのかという動き方、それは例えば部会の設置や、或いは中心的にその課題に注力をするエリアを決めるということなど、いろいろなやり方があるかと思うが、そういう作戦を立て、みんなと一緒に応援していく、そして、その進捗状況に応じてさらなる対応を考えていくといったような役割が、県の自立支援協議会に求められると思っている。今後求められるのは、全県的なバックアップ機能や、実効性のある実務的な機能かと思うので、これをどう作るかについて今後も継続的に意見調整ができればいいかと思っている。

また、他の委員の方から、相談支援の事業所の運営の厳しさ等についてお話あったが、今の複数事業所による協力が可能な状況になっていて、全国的に見ると小規模の事業所も含めて、連携をしながら、一体的に協力をし、かつ、加算を取って、報酬を上げてというような仕組みもある。そうした事が今神奈川県の中でどの程度広がっているかはわからないが、こうした情報の共有や、先進事例の紹介、或いはそれを具体的に派遣をすることでかかっていうような形で地域に落としていくようなそんな役割も、この中で、持ってるといいのかなというふうに思っている。

●委員

他の委員の話を聞く中で、3層構造がある中で、県、圏域、市町村をどうやってつないでいくかかっていうことは、実効的な仕組みが必要だと思った。例えば、圏域の協議会が大

体夏ぐらいあるが、県協議会を、それぞれの八つの圏域の協議会が終わってから初めて第1回県協議会を行うなど、また同様に県域の前に市町村の協議会さんでもできれば、6月くらいまで1回終わらせてしまうとかっていう形で、市町村、圏域、県という流れがもしできていければ、すごく集約されていくと思う。また継続性というところも非常に大事なんだろうと思うと、地域それぞれに課題はもちろんあるが共通テーマを県の方で絞り、年間を通して協議し、それを翌年度各市町村の協力を求めながら実際に取り組んでみるとか、そのような形で連動性と継続性ってのを担保すれば仕組みとして何かできるのではという期待を持っている。

◎会長

市町村、圏域、そして、県という3層構造で、私はさらにそこに、県協議会と県の施策審議会との連携という部分のところも重要になってくるものだと思っている。ここでいつも情報共有して「大変だね」で終わりではなく、必要であればやはり、県としても、何らかの取り組みを促す、或いは提言していくような機能も大事になってくるかなというふうに思っている。そして、ここで忘れてはいけないのは、常に当事者の方の声、その笑顔なくしては、この協議会の存在意義を失うところだというふうに思っているの、このあり方については今後、県と相談して場合によっては、もう少し小さなグループ等で話し合いをするような場を設けることができたらと思っている。

(3) 県立障害者自立支援施設の方向性の検討について【資料10】

○資料の通り報告。

⇒会議時間の関係で、各委員からの意見等について書面で集約することとした。

(以下、委員へのアンケート集計結果)

【障害サービス課】

県立施設が通貨型施設を目指して、地域生活移行に積極的に取り組んでいくためには、地域の受け皿を充実させていくことが重要であると考えています。

県では、社会資源の充実（福祉人材やグループホームの確保）、障がい者の理解の促進、相談支援の充実といった施策を検討しているところですが、検討の参考として、地域生活移行を一層推進するため、特に重度の方の意向を進めるために、どういった施策・取り組みが必要か、ご意見をいただきたい。

●横浜市

地域生活支援拠点機能における緊急時の受入・対応について、全県的な対応が可能となるような検討ができるといいと考える。

令和3年度の報酬改定で「市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算」が創設されたが、本市の短期入所施設の多くは、レスパイトとしての受入れ対応に追われており、拠点機能としての受入れ調整が十分にできている状況ではない。

拠点機能における本市の運用では、「短期入所施設等での受入れが困難な場合に、社会福祉法人型障害者地域活動ホーム（以下、「法人地活」という）のショートステイでの受入れ調整を行うこと」としているが、現状、法人地活での受入れが非常に多くなっており、短期入所施設での受入れを可能とする仕組みづくりが喫緊の課題。地域生活移行を推進していく上では、移行後の緊急時受入施設の協力が不可欠。県立施設としても機能を整備することにより、県内での生活を望む当事者にとって、その権利を守ることに繋がると考えている。

●相模原市

《相談体制の充実》

- ・身近な場所で障害福祉サービスの利用等について相談できるよう、指定相談支援事業者への支援を行う。(相談支援従事者への研修の実施、指定相談支援事業所への運営支援等)
- ・ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を行うため、各分野の相談窓口の連携を強化する。
- ・地域生活を充実させるため、総合的・専門的な相談の受け皿を強化する。
- ・安心して身近で相談できる環境を整備するため、地域で支え合う仕組みを作る。(民生委員・児童委員やボランティア、近隣住民など地域の多様な人材の活用、地域住民の困りごとを共有するコミュニティの形成等)

《福祉サービス基盤の充実》

- ・安心して地域生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスや日中活動のためのサービスの充実を図る。
- ・障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業所の従事者への研修等を強化する。
- ・一時預かりや放課後の支援など、家族支援の充実を図る。
- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。

《福祉人材の確保・定着・育成》

- ・福祉人材を確保するため、市民や学生等への啓発を目的とした説明会や就職相談会を実施する。
- ・専門性を持つ人材を育成するための研修を実施する。
- ・福祉人材の定着のため、福祉従事者が相談できる場を提供する。

●横須賀・三浦保健福祉圏域ナビゲーションセンター

県立施設を通過型施設へと方向性を打ち出した事に、地域福祉を充実させる目的としては納得している。地域で受ける相談には、入所希望者が続出しているが、高齢者入所施設とは異なり、障害者入所施設では入退所の回転が悪く、なかなか空きが出ない上に、毎年の様に障害児から18歳を迎え障害者へと対象となるべく人は増え、民間施設である当法人入所施設も待機待ち人数が年々増加している状況。

ただし、現実に地域移行を進めるとなると、社会資源の早急な充実が求められると思う。

グループホームについては、数は増えたものの、重度には対応出来ない、障害利用者のマッチングの問題、職員の教育研修等、支援内容の格差等の課題が放置されている。また、福祉人材の雇用確保の難しさも有り、本当に難しい問題を抱えていると思う。

そして、在宅障害者を支える支援には、居宅介護が欠かせないと思うが、福祉人材難の中でヘルパーの雇用の難しさ、登録ヘルパーの雇用上の不安定な立場、社会保険制度が変更され、最低賃金は毎年の様に引き上げられている中、介護報酬は最低賃金に合わせて引き上げられる訳ではないので、福祉・介護職員処遇改善加算等の給与アップは有ったとしても、他福祉職に較べて登録ヘルパーのベースアップ等雇用状況は悪化していると思われる。市町村事業の移動支援を行っている登録ヘルパーに関しては、国の制度と異なり、福祉・介護職員処遇改善の対象にもなれず、より深刻な問題を抱えている。

相談支援の充実に関しても、相談支援員の資格要件として年数制限が有り、法人の中ではベテラン職員が求められる。しかし、法人内で人事異動を考えると、やはり福祉・介護職員処遇改善加算の対象者としては直接処遇職員ではないと認められず、相談支援員に他

支援員と同等の処遇を行う場合には、法人持ち出しの補填が必要となり、指定相談支援事業所として介護報酬だけでは到底黒字に出来ない現実があるように感じている。

地域(在宅)福祉を進めるには、現在の福祉サービス制度では処遇改善の対象外となっている職種の問題をクリアする必要があると思う。お金が無尽蔵に有る訳ではないのを承知の上で、全体の給付率を下げて「広く薄くする」等、福祉業界全体で痛み分けを受ける覚悟が必要ではと思う。

また、グループホームの問題も有るが、地域を支える入所施設にも課題は有ると思う。現在ほとんどの入所施設で空きが出た場合に、自前の入所判定会議等で新規入所者を決めていると思うが、地域移行を進める為には、地域の自治体行政も含めて入所施設が一堂に会する入所判定会議を行う等の、地域全体を見据えた入所者判定を行う等の抜本的改革が必要ではと思っている。

●湘南東部保健福祉圏域ナビゲーションセンター

県立施設の役割として強度行動障がいの方の受け入れは必須と考えている。現在、入所されている方の中にも支援が非常に難しい方もおられると思う。昨今の調査の中で、虐待が疑わしい件や支援力が弱いといった報告がなされている。こうした状況の中で通過型施設への転換や地域移行の推進に反対ではないが、地域の中でも施設と同様な課題があることが現実にあると思っている。

神奈川県として地域移行した場合の地域生活のイメージをどのように考えているのか。できればイメージ図等示して欲しい。

福祉人材の育成、社会資源の充実は重要と考えるが、検討・推進の優先順位を間違えないように進めて欲しいと思っている。

また、地域移行推進には反対ではないが、まだまだ地域で支えることが困難で本人・家族がSOSを出しているものの、県立施設での受け入れが出来ず、疲弊しているケースがある。この点も踏まえた施策推進をお願いしたい。

●湘南西部保健福祉圏域ナビゲーションセンター

① いざという時の短期受入れの保証

地域での受け入れ側は、地域移行後に支援が崩れた時のことを心配している。そのため、地域移行後に支援の再構築が必要になった場合に、短期入所を比較的長期で受け入れて地域での支援環境・生活環境の再調整ができる機会を保証することで、地域関係者の不安を軽減し、受け入れの促進要因になると思われる。

② 地域生活移行会議の早い段階での開催

地域生活移行による新しい生活にご本人がスムーズに移行するためには、新たな生活の場であるグループホームとの調整だけでは、十分ではない。その他の活用が期待される資源との調整も早い段階から行う必要がある。そのため、施設側でご本人を地域生活移行の対象者に選定し支援を開始する際には、相談支援専門員等を巻き込んで地域生活移行会議の開催からスタートし、調整と試行の積み上げを繰り返していく必要がある。それにより、意思決定支援を軸に据えて、本人に合った環境を整えていくことが可能になる。

③ 受け入れグループホームの支援体制構築を支援することによる利用可能な資源の拡大

日中サービス支援型 GH は、施設に代わる重度障害のある方の生活の場として期待されているが、現状では、支援体制・人員体制の弱さ、虐待事例の多さなども一部指摘されており、日中サービス支援型 GH であることだけでは、新たな生活の場にはなれない。日中サービス支援型 GH に限らず、新たな生活の場の候補となる GH が、その方にとって必要な支援

スキル、人員体制を持ち合わせているかを十分に確認することは、ご本人の無用な失敗経験を防止する観点からもとても重要になる。そこで、十分とは判断できない場合には、支援スキルを伝授して支援体制構築の支援をすることができれば、資源が増えていくと思われる。もちろん、地域生活移行後は、モニタリングにより事業所が諸課題への対応ができるように支援することもセットで考える必要がある。

④ 県立施設の新たな特徴を理解してもらええる工夫

通過型施設になることがどのようなことを意味するのかについて、「所定の期間が終了すると地域に支援体制が整っていなくても追い出されてしまう」、「長期の支援が必要かもしれない最重度の方は受け入れてもらえない」、などの誤解が無いように丁寧に伝える必要がある。これまでは、“終の棲家の入所施設” or “地域” というサービス選択の構図があったが、今後は地域で障害ケアマネジメントを支える1つの機関という立ち位置が強調されることになるはずだ。その中でも変わらず、困った時に頼れる専門機関であることも、しっかり発信して欲しい。

● 県央保健福祉圏域ナビゲーションセンター

県立障害者施設支援の報告性を検討するにあたり、重度の方の移行を進めていくことに異論はないが、一方で、現在地域で生活している重度（行動障害、医療ケア）の方の地域生活支援拠点整備について、市町村だけでは整備しきれない現状が今回の協議会でも確認されている。県立障害者支援施設の方向性を検討する中、こうした課題もあわせて検討して欲しい。

● 県西保健福祉圏域ナビゲーションセンター

(1) 地域生活移行の目的の再確認等

県立施設が通過型施設を目指すために現利用者の地域生活移行に取り組む、と誤解されないように地域の事業所と本来の目的を再確認する（民間施設利用者も対象に加えた施策の充実も視野に）。

(2) 地域移行・定着支援の強化

現利用者の地域移行にあたっては、県立施設による専門的なアセスメントと支援方法の確立、丁寧なつなぎと、定着支援としての継続的なアフターフォロー（支援者支援や一時的な再入所含む）を充実させることを明示する。

また、将来的な通過型県立施設の機能・役割（案）の具体化も並行的に行う。

(3) 相談支援体制の強化

地域移行・定着に寄り添う相談支援専門員の増員（2名体制）およびモニタリング頻度の増加。

(4) 地域協議会、圏域協議会等への参画

県立施設職員も、地域・圏域協議会等の委員として参画するなど、官民協働の地域づくりに務める。

(5) 研修会の開催や事例検討会への参画

(6) 当事者目線の障がい福祉推進拠点事業コーディネーターの活用

● 厚木保健福祉事務所

《重度の方の地域生活移行を進めるための施策・取り組み（所内聞き取り）》

○個々の段階に合わせて地域移行をすすめることが重要で、そのためには次の事が必要。

- ・個々に合わせたプランの作成ができる。
- ・ケアマネジメントを充実させる。

・就労支援等も考える。

○実現にはグループホームの確保とその職員の人材育成が必要となる。

○地域の関係機関との調整は必須。緊急時の対応(医療機関等との連携)が担保されない事には引き受けが難しいと考えている関係者が多いと聞いている。

○地域移行した場合、重度のケースへの対応はグループホーム等の施設の構造の工夫(重度の方の特性に配慮したつくり)が必要で、具体的には

・身体障害者用居室や浴槽、リビング(リフトなど)

・強度行動障害の方向けの居室・浴槽・リビングなどのつくり工夫が必要。

○その他、従業者の給料等の保証(重度の方の支援をするため、かなりスキルの高い職員が必要)がなければ進まないと考えている。

《その他意見》

8年前入所施設に勤務している頃から、今後は地域移行が主になると言われていた。入所している方のほとんどが重度障害者であり、常に介護が必要な方ばかり。地域移行は時代の流れ、この不況下にあっては、財政的にその方向に行かざるを得ないのだろうと思う。人権を尊重して地域でその人らしい生活を送れるようにとの理由が根拠とされるが、地域移行は行政の財政が苦しいことも一つの要因と思っている。

実現に向けては、ヘルパー派遣や、移行支援事業等各種サービス事業所の人員確保及び職員の給与等金銭的な裏付けがないと難しいと思う。携わりたいという人材は今でもたくさんいると思う。ただ、生活が成り立つほどの収入がないために断念している人が多く存在しているのが事実。要は、金銭的な裏付けが、障害者が地域で生活することが可能になるカギだと思う。

どんなにアイデアを出し合っても、人員確保がされていない以上は、サービス提供は難しく、ケアを必要としている人の支援はできない。そうすると、どうしても地域移行支援自体が進まない。一人二人を地域移行させることは、何とかできるかもしれないが、継続して将来的にも、という国の考えの実現は、まだまだ遠いと思っている。

＜その他＞

(1) 資料提供

・児童福祉法一部改正について【資料11】

・神奈川県リハビリテーション支援センター提供資料【資料12】

・【追加調査】障害者自立支援協議会における障がい当事者の参画状況等に関する調査結果の概要(令和4年度版)

(2) 次回開催 令和5年2～3月頃を予定。

以上